

岩手県震災アーカイブシステム構築に係る有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 岩手県震災アーカイブシステム（以下「システム」という。）の構築にあたり、県に必要な助言を行うため、岩手県震災アーカイブシステム構築に係る有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、システムの構築にあたり、次に掲げる事項について県に助言を行う。

- (1) 防災、教育、交流人口の拡大等の観点を踏まえたシステム画面の構成に関すること。
- (2) システムに係る技術的事項に関すること。
- (3) システムの名称に関すること。
- (4) その他県から助言の求めがある事項に関すること。

(組織)

第3条 有識者会議は、別表第1に掲げる者により構成する。

- 2 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。
- 3 有識者会議に委員長を置き、委員の互選により決定する。
- 4 委員長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 有識者会議は、岩手県復興局復興推進課総括課長（以下「課長」という。）が招集する。

- 2 有識者会議は、委員の半数以上の出席により開催する。

(オブザーバー)

第5条 課長は、必要と認めるときは、第3条第1項に規定する者以外の者をオブザーバーとして有識者会議に出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 第2条に掲げる所掌事務について実務的な検討を行い、有識者会議に必要な提言を行うため、有識者会議にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループの幹事は、別表第2に規定する所属の実務上の担当者により構成する。
- 3 ワーキンググループに幹事長を置き、課長が指定する者をもって充てる。
- 4 幹事長は、ワーキンググループを代表し、会務を総理する。

(事務局)

第7条 有識者会議の事務局は、岩手県復興局復興推進課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月25日から施行する。
- 2 岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議設置要綱（平成27年8月7日策定）は、これを廃止する。

別表第1（第3条関係）

所 属		氏 名
岩手大学地域防災研究センター	センター長	南 正昭
岩手大学大学院教育学研究科	准教授	森本 晋也
東北大学災害科学国際研究所	准教授	柴山 明寛
三陸DMOセンター	総括コーディネーター	草野 悟
(株)ホップス	代表取締役社長	工藤 昌代
(一社)大船渡津波伝承館	館長	齊藤 賢治

別表第2（第6条関係）

区 分	所 属
県	復興局復興推進課
	総務部総合防災室
	商工労働観光部観光課
	教育委員会事務局学校教育室
市町村	宮古市危機管理監危機管理課
	宮古市産業振興部観光港湾課
	大船渡市総務部防災管理室
	久慈市総合政策部地域づくり振興課
	陸前高田市企画部企画政策課
	釜石市総務企画部総務課震災検証室
	大槌町総合政策部公民連携室
	岩泉町復興課復興室
	田野畑村政策推進課
	普代村総務課政策推進室
	野田村総務課
	洋野町特定政策推進室